

政務活動費 会計帳簿

議員氏名: 能勢 昌博 (自民党)

2023年4月度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	控分率 (負担分)	計上額 (繰越切捨)	支払先	備考
2023/4/3	A	調査研究費	1	ガソリン代(ENEOSカードS)		10,546	50%	5,273	トヨタファイナンス(株)	
2023/4/22	G	資料購入費	2	新聞購読料(読売新聞・4月分)		4,200	100%	4,200	読売センター長岡京	
2023/4/26	G	資料購入費	3	新聞購読料(京都新聞・4月分)		4,400	100%	4,400	(有)京都新聞長岡京販売所	
2023/4/26	G	資料購入費	4	新聞購読料(聖教新聞・公明新聞 4月分)		3,821	100%	3,821	山田 健二	
2023/4/3	H	事務所費	5	事務所賃借料(4月分)		82,500	90%	74,250	(有)増田製箱所	
2023/4/3	H	事務所費	6	上下水道代(1・2月分)		740	90%	666	(有)増田製箱所	
2023/4/20	H	事務所費	7	光熱水費(電気料金4月分)		4,899	90%	4,409	関西電力(株)	
2023/4/24	H	事務所費	8	光熱水費(ガス料金4月分)		3,851	90%	3,465	関西電力(株)	
2023/4/25	H	事務所費	9	駐車場賃借料(5月分)		11,000	90%	9,900		
2023/4/3	I	事務所費	10	コピーカウンタ料(3月分)		20,729	90%	18,656	(株)西文堂	
2023/4/10	I	事務所費	11	携帯電話使用料(3月分)		8,263	50%	4,131	NTTファイナンス(株)	請求額 8,373円
2023/5/1	I	事務所費	12	モバイルデータ通信料金(3月分)		2,004	50%	1,002	NTTファイナンス(株)	4月末支払が休日調整 で5月月初になつたもの
2023/5/1	I	事務所費	13	電話等使用料(電話・ファクシマール・インターネット 3月分)		12,515	90%	11,263	NTTファイナンス(株)	同上
2023/4/10	I	事務所費	14	備品購入費(電話機 1台)		18,810	90%	16,929	Joshin長岡京店	
2023/4/18	I	事務所費	15	事務用品購入費(USB 2個)		1,840	90%	1,656	(株)竹田贈写堂	アスクル代理店
2023/4/10	J	人件費	16	給与(3月分)(含振込手数料)		87,890	90%	79,101	事務職員	振込手数料440円
2023/4/10	J	人件費	17	給与(3月分)(含振込手数料)		68,640	90%	61,776	事務職員	振込手数料440円
2023/4/17	J	人件費	18	給与(3月分)		59,950	90%	53,955	事務職員	
2023/4/3				政務活動費(4月分)	400,000		100%	0		

区分	項目名	支出件数	収入計(A)	支出計(B)	社上計(C)
A	調査研究費	1件		10,546	5,273
B	研修費	0件		0	0
C	広聴広報費	0件		0	0
D	要請陳情等活動費	0件		0	0
E	会議費	0件		0	0
F	資料作成費	0件		0	0
G	資料購入費	3件		12,421	12,421
H	事務所費	5件		102,990	92,690
I	事務所費	6件		64,161	53,637
J	人件費	3件		216,480	194,832
		18件	400,000	406,598	358,853
					(A)-(C)
					41,147

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広聴広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務所費
J	人件費

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	/
費目	調査研究費、研修費、広報広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費		
支払内容	ガソリン代		
支払金額	10,546円	按分率	50% 計上額 5,273円
按分率の考え方	政務活動の割合(使用距離数等)が明らかでない為50%とした		
備考	ENEOSカードSによる支払い:引落とし時1ℓあたり2円割引		
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			
05.04.03 トヨ777イクス *10,546			

ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額(円)	お支払方法	今回回数	今回ご請求金額(円)	摘要
23.2.11	レギュラー		28.49	4587	1回払	1	4531 DDセルフ長岡京店 値引56円
23.2.18	レギュラー		35.80	6086	1回払	1	6015 西山給油所 値引71円
	** 今回ご利用金額合計 **			10673			
	** ご請求金額合計 **					10546	

EneJet

納品書(領収書)

2023年02月11日 11:38

売上
MASAHIRO NOSE 様

ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-18
28.49L *
161円 ¥4,587
合計 ¥4,587
(消費税10%対象 ¥4,587
内消費税等 ¥417)
クレジット支払

VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0041081
※現金でお買上げの場合は領収書に記入してください。
消費税額表示のない場合は消費税を請求してご領収いたします。
消費税額は、地方消費税が含まれています。

ENEOSフロンティア関西
Dr. Driveセルフ長岡京店
京都府 長岡京市今里更ノ町4-4
TEL:075-952-4184 SS-026244
レシートNo 5604-06
データーNo5146-5149
外通番17-05655
077長岡京 2023/02/11

ENEOS

納品書(領収書)

2023年02月18日 09:04

売上
MASAHIRO NOSE 様

ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-02
35.80L *
170円 ¥6,086
合計 ¥6,086
(消費税10%対象 ¥6,086
内消費税等 ¥553)
クレジット支払

VISACREDIT
有効期限: XX/XX NC ICS
支払方法: 一括払い
承認番号: 0032839
※現金でお買上げの場合は領収書に記入してください。
消費税額表示のない場合は消費税を請求してご領収いたします。
消費税額は、地方消費税が含まれています。


豊田石油 有限会社 西山SS
京都府 長岡京市粟生川久保7-1
TEL:075-951-0647 SS-620075
レシートNo 5055-01 データーNo8137-8140
外通番17-68380
007石田真治 2023/02/18

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	2		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	新聞購読料				
支 払 金 額	4,200円	按分率	100%	計 上 額	4,200円
按分率の考え方					
備 考	読売新聞 (2023年4月分)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

 **領 収 書** 012 0381-050

のせ まさひろ事務所 様

開田1-21-24
増田ビル 202
5年・4月分

読売朝刊 (消費税込)	1	4,200
合 計		4,200 円

読売センター長岡京
長岡京市今里北ノ町2-2-6

TEL955-6286



政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	3		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞購読料				
支払金額	4,400円	按分率	100%	計上額	4,400円
按分率の考え方					
備 考	京都新聞 (2023年4月分)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

 領 収 証

2023年04月分

開田1丁目21-24

増田ビル202

能勢 様

No. XXXXXXXXXX

銘 柄	部	金 額
京都新聞セット※	1	4,400
合 計		¥ 4,400
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 年 月 日

2023 年 4 月 26 日

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)



京都新聞長岡京販売所
〒617-0826
長岡京市開田2-5-6
TEL: 075-951-1244



政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	4		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞購読料				
支払金額	3,821円	按分率	100%	計上額	3,821円
按分率の考え方					
備考	聖教新聞・公明新聞 (2023年4月分)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

新聞購読料 領収証

能勢 昌博 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年4月分

領収日 4月26日

領収金額	¥3,821
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 山田 健二
住所 向日市寺戸町東ノ段30-37
TEL 075-874-7657 FAX 075-874-7658

お申込No. 26065-26040(1456)




① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要
② 所在地	住所：長岡京市開田1丁目21-24 増田ビル 202 電話：075-956-2617 延べ床面積 40.68㎡			
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件 (賃貸借契約先： 有限会社増田製箱所) 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 40.68㎡ (X) 内、政務活動使用面積 40.68㎡ (Y) * 賃貸契約書記載面積 12.33坪に 3.3 を乗じ、㎡に換算した。 <input type="checkbox"/> 全体使用時間 日・欄 (X) 内、政務活動使用時間 日・欄 (Y) $(Y) / (X) = 40.68 / 40.68$		按分率 9 / 10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 1644.92 時間 (X) 内、政務活動業務時間 1583.17 時間 (Y) $(Y) / (X) = 1583.17 / 1644.92$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合		按分率 9 / 10
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：政務活動のための事務所であるが、受電・来訪者・郵便物・メール受信・資料受取等の中には一割程度政務活動外のものも混在し、これに付随する業務もせざるを得ないことから90%とした。)			
⑧ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：事務所出所時のみに使用する駐車場であり、⑥⑦と同率とした。)			
⑨ 光熱水費等の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥⑦と同率)			


第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	5		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費				
支払内容	事務所賃借料（2023年4月分）				
支払金額	82,500円	按分率	90%	計上額	74,250円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備考	支払先：(有)増田製箱所 (別に賃貸借契約書の写しを添付：新旧2通)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収 印鑑		自 2023年 ×月 日
		至 年 月 日
1ヶ月	管理費 共益費 雑費 その他	
※	82,500-	
備考	この領収証は、年間通用使用致し金銭の受授については最も必要なもの ありますから大切に保管して下さい。	

2023年	25年 ×月 ×日	管理費 共益費 雑費 その他	領収印鑑 
×月分	受取りました		

建物賃貸借契約書

契約始期 2021 年 4 月 16 日

契約終期 2023 年 4 月 15 日

貸主 有限会社 増田製箱所

借主 能勢昌博

店舗・事務所等賃貸借使用契約書

有限会社 増田製箱所 (以下甲と云う) 能勢 昌博

(以下乙と云う) とは、甲の所有にかかる第一条の物件の賃貸借使用につき、次の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件の表示)

甲は乙に対し、下記の物件 (以下賃貸借物件と云う) を賃貸し
乙はこれを貸借する。

建物の所在地 京都府長岡京市開田 1 丁目 2 1 番 2 4

同家屋番号 同所 202 号 (住居表示)

同構造 鉄骨 3 階建

同名称 増田ビル

賃貸借の範囲 上記建物のうち 2 階部分床面積
12.33 坪

第二条 (使用目的及び店名)

- (1) 乙は賃貸借物件を 事務所 の目的にのみ使用するものとし、
店名を のせまさひろ事務所 とする。
- (2) 乙において前項の使用目的を変更、もしくは追加しようとするときは、
事前に届書を甲に提出し、甲の書面による承諾を得なければならない。

第三条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は 2021 年 4 月 16 日から 2023 年 4 月 15 日迄の 2 年間とする。
但し、期間満了前までに、甲、乙双方の協議の上契約を更新する事ができる。
- (2) 期間満了と同時に、本契約を終了させようとする時は、甲または乙は、2 ヶ月前迄に相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第四条 (賃料)

- (1) 賃料は月額 ¥ 70,000- 円也として、乙は毎月 末日まで (月の途中で退去する時は退去の日まで) に、甲の指定する口座へ銀行振り込みにて支払うものとする。

銀行名 京都銀行 長岡支店
口座番号 普通 3733517
名義人 有限会社 増田製箱所

- (2) 賃料の支払い始期は契約の定める日からとする。
- (3) 賃料支払い始期が月の中途であるときは、その日数によって日割り計算するものとする。
- (4) 経済情勢の変動、土地もしくは建物に対する公租公課、近隣の賃料等に変動ある時は、契約期間中といえども甲、乙協議の上賃料を改訂できる。
- (5) 乙は乙の都合により休業中といえども、賃料を支払わなければならない。
- (6) 第 1 項の定める賃料の支払いが遅延した時は、甲は日歩 5 銭以内による損害金を乙に請求し、乙はこれを支払うものとする。

第五条 (共益費)

ビル内共用施設の使用、維持管理のための乙負担の共益費は月額 ¥ 5,000- 円と定め第四条 (1) に準ずる。

第六条（光熱水費及び付加使用量）

- （1）乙の賃貸借物件使用に関連して生ずる電気、ガス、上下水道などの料金その他付加使用量は、一切乙の負担とする。
- （2）前項の水道光熱費及び付加使用量は、賃借人にて負担するものとする。

第七条（管理責任）

- （1）乙は賃貸借物件を善良な管理により、清潔にして安全な状態において安全維持する責を負うものとする。
乙は乙の家族、使用人（請負人等を含む）の責に帰すべき事由により、賃貸借物件、共用諸施設及び他人が賃借する物件、財産ならびに他人の財産を毀損または滅失したときは、乙において現状に復し、あるいは甲が決定する損害賠償金を支払わなければならない。乙または乙の家族使用人（請負人等を含む）の責に帰すべき事由により、人を死傷させた時は乙において賠償の責を負わなければならない。上記については、甲の場合においても同様とする。
- （2）乙はビルの防火、環境、保全、秩序維持等のため次に掲げる事項を守らなければならない。
 - 1 ビル装備の消火施設、避難設備は非常の際及び訓練、点検以外に使用してはならない。
 - 2 ビル備付の消火設備、避難設備は、何時でも容易に使用できるようにその付近に物品を置いてはならない。
 - 3 賃貸借物件内には乙の負担により所要数の消火器を備え付け、何時でも、誰でも使用する事ができる状態にしておかなければならない。
 - 4 火気の使用取扱いには、細心の注意を払い、賃貸借物件を無人にするときは、火の元の確認を励行しなければならない。
 - 5 既設電気配線の容量を超えた電気器具を使用したり、危険な配線及び器具を取り付けてはならない。
 - 6 ビル内においては他の賃借人との共同生活であり、共に繁栄する事を希望する精神に立脚し、廊下、階段等共用施設の専有的使用をしてはならない。
また、共同の場所は清潔保持に努め、塵芥、空箱、空瓶等をみだりに置いてはならない。
 - 7 その他ビル内の他の賃借人に迷惑を及ぼし、あるいは共同生活上の秩序を乱す行為をしてはならない。

第八条 (免責)

- (1) 火災、風水害、地震、落雷、盗難等による賃貸借物件の破損、電気、ガス、水道等の施設破損及び共同諸施設の事故ならびに他の賃借人に起因する事故等による乙の損害については、甲は甲の責に帰すべき事由による外、責任を負わない。
- (2) 甲の責に帰する事由については、乙において立証しなければならない。

第九条 (賃貸借物件の造作)

- (1) 乙が賃貸借物件に対し、新たに造作し、あるいは改造、改装施設の除去等、名称及び工事規模の如何を問わず、現存する工作物に変更を加えるときは、工事前に設計図図面及び仕様書を添付した変更届書を、甲に提出し甲の書面による承諾を得なければならない。
- (2) 前項工事によりビル内の警報設備、放送設備及び防火避難設備、ならびに共同諸施設を毀損したときは、乙に於いて修復の責を負うものとする。

第十条 (修理費の負担)

賃貸借物件の修繕に要する費用の負担区分は次の通りとする。

- (1) 甲の負担とするもの
柱、壁（ガラス壁を含む）、床、天井、屋根（いずれもビルの躯体をいう）ガス及び、給排水設備（計量器までとする）、電力配線（電力計までとする）、警報設備（幹線部分とする）他、修繕工事等ビルの主要な躯体構成部分にかかる修繕費用。ただし、その毀損原因が乙にあるときは乙の負担とする。
- (2) 乙の負担とするもの
賃貸借物件の壁、床、天井の張替、塗替及び補修、ガス及び給排水設備の計量器より先の破損、電力線の電力計より先の破損、警報設備、放送設備の賃貸借物件内設備、錠、鍵の破損等の修繕費、その他賃貸借物件の使用上生じた毀損滅失で、当然乙の負担と認められるもの。
- (3) 乙が負担すべき修繕であるにもかかわらず、乙がこれを行わないときは甲に於いて修繕を代行し、その費用は乙が支払うものとする。

第十一条（譲渡転貸の禁止）

- (1) 乙は本契約に基づく一切の権利を、他人に譲渡または担保の用に供してはならない。甲はその一切を認めない。
- (2) 乙は賃貸借物件の全部または一部を、他人に転貸または使用させてはならない。

第十二条（届出の義務）

- (1) 乙は営業責任者の氏名、生年月日、住所及び電話番号、その他甲の要求する事項を記載した名簿を提出するものとする。
- (2) 次の各号の一に該当するときは、乙は甲に対しあらかじめ文書をもってその旨届出の上、甲の承諾を得なければならない。
 - 1 会社組織、名称の変更、または代表役員の変更があったとき。
 - 2 店名を変更するとき。
 - 3 本店の所在地（個人にあつては住所）を変更するとき。
 - 4 連帯保証人が住所を変更または死亡したとき。
 - 5 前項に基づき提出した名簿に異動があったとき。
 - 6 乙に仮差押え、仮処分、強制執行、破産、和議、銀行取引停止、会社整理、会社更生、解散、身柄送検等があったとき。

第十三条（契約の解除等）

- (1) 甲は甲の都合により、契約期間満了前に解約しようとするときは、2ヶ月前までに文書により乙に通告しなければならない。
- (2) 乙は乙の都合により、契約期間満了前に解約しようとするときは、明け渡しの2ヶ月前までに文書により甲に予告しなければならない。
ただし、乙は予告にかえて賃料の2ヶ月分相当額を甲に支払い、即時に解約することができる。
- (3) 乙が次の各号の一に該当するときは、甲はなんら催告することなく、本契約を解約することができる。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求することができる。
 - 1 第二条、第九条及び第十一条、第十二条の規定に違反したとき。
 - 2 賃料、共益費用、光熱水費及び付加使用料、その他の債務の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
 - 3 ビル内に於ける他の賃借人の営業に著しい妨害を与えたとき。
 - 4 防火、防災、その他ビル管理上、甲または甲の使用人管理人の指示に従わず、再三の注意を与えても尚従わないとき。
 - 5 乙に仮差押え、仮処分、強制執行、破産、和議、銀行取引停止、会社整理、会社変更、解散もしくは禁治産の宣告等があったとき。
- (4) 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は直ちに賃貸借物件を明け渡し、甲に返還しなければならない。
この場合、乙が損害を蒙ることがあっても、甲はその責を負わない。

第十四条 (契約の消滅)

災害、事変その他不可抗力により、建物の全部または一部が焼失、滅失、もしくは破損し、賃貸借物件の使用が不可能なときは、本契約は当然消滅するものとする。

第十五条 (賃貸借物件の明渡し)

- (1) 本契約が満了、解除、消滅によって終了したとき、乙（連帯保証人、清算人、管財人等を含む。以下本条において同じ）は遅滞なく賃貸借物件を甲に明渡しななければならない。
- (2) 本契約を終了した後、乙が賃貸借物件を明渡しなないときは乙は明渡しに至るまでの賃料相当額の損害金その他の損害金を、甲に支払わなければならない。

第十六条 (現状回復義務)

- (1) 乙は賃貸借物件の明渡しに際し、設置した造作物、設備、その他乙所有の物件を、乙の費用をもって撤去し、賃貸借物件を現状に回復しなければならない。乙が撤去または現状復帰の工事を行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が支払わなければならない。
- (2) 乙がビル内に残置した乙所有の物品を、甲指定の期間内に撤去しない時は、甲において任意に処分することができる。ただし、これに要した費用は乙の負担とし、乙は甲の処分に意義を申し立てることはできない。

第十七条 (買取請求等の禁止)

- (1) 乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、各目の如何を問わず、賃貸借物件の諸造作及び設備について支出した費用、その他移転料、立退料及び老舗料（ノレン料）等、これに類する一切の要求を、甲に要求することができない。
- (2) 乙は明渡しに際し、賃貸借物件にある乙の費用をもって施設した諸造作、設備、備品などの買取りを、甲に要求することができない。

第十八条 (敷金)

- (1) 乙は本契約の継続期間中、この契約に基づく債務を担保とするため、敷金として 200,000 円を現金にて本契約締結と同時に、甲に預託するものとする。
- (2) 敷金の預かり証は再発行しない。
- (3) 乙に敷金預託を理由として賃料、共益費、水道光熱費及び付加使用料、修理費、損害賠償金（以下本条件において賃料という）の支払を延滞し、または甲に対し敷金をもって賃料等の支払いに当てることを要求することができない。
- (4) 乙は敷金に対する債権を第三者に譲渡し、または他の債務の担保の用に供してはならない。

第十九条 (敷金の還付)

- (1) 本契約が満了、消滅または第十三条第1項、第2項により解約した時は、甲は賃貸借物件の完全な明渡しを受けた日から、30日以内、または次期貸借人との貸借契約完了の日迄の、いずれか短い期間内に乙に対し敷金の預かり証と引換に敷金を現金にて還付する。
但し、敷金には利息をつけない。

敷金 200,000 (初回契約時受領済)

礼金 200,000 (初回契約時受領済)

- (2) 第十三条第3項により本契約を解除したときは、甲は敷金の8割相当額を違約損害金として没収し、その残額を還付する。
還付の期間、方法、利息については前項を準用する。この場合、乙は異議を申し立てることができない。
- (3) 敷金を還付するに際し、賃料、共益費、水道光熱費及び付加使用料、損害賠償金、明渡しのない間の損害金、その他乙が甲に支払うべき未払い金がある時は、甲は乙に還付する敷金からこれを差引いた残額を還付するものとする。
- (4) 前項の場合、支払いが遅延しているときは、第四条第6項を準用する。

第二十条（立入り）

（1）甲または甲の使用人、管理人（請負人等を含む）は電気、ガス、水道等の検針、建物保全、衛生、防火、防犯その他ビル管理上必要ある時は、乙の賃貸借物件内に立入ることができる。ただし、緊急の必要がある場合を除いては、事前に乙に連絡しその承認を受けるものとする。

甲または甲の使用人、管理人（請負人等を含む）が緊急の必要上、乙の賃貸借物件に立入ったときは、事後速やかに乙に通報するものとする。

第二十一条（管轄裁判所）

本契約について争いが生じたときは、甲の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第二十二条（附属契約事項）

乙は別に定める賃貸借契約に関する諒解事項を本契約の附属契約条項として承諾する。

第二十三条（連帯保証人）

連帯保証人（以下丙と云う）は、乙と連帯して甲に対しこの契約並にこれに附随して締結した条項のすべてに基づいて債務履行の責を負う。

第二十四条（印鑑証明等）

本契約締結に際し、乙及び丙は印鑑証明（乙及び丙が法人であるときは資格及び印鑑証明）一通を甲に提出しなければならない。

第二十五条（規定外事項）

本契約に定めのない事項、ならびに契約事項の解釈に疑義が生じた時は、当事者双方は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第二十六条（居住権の否定）

本賃貸借物件は営業のみを認め、如何なる事情にも居住物件としては認めない。故に人畜、いずれも居住に使用してはならない。

この契約の証として、契約書2通を作成し、甲、乙、共に記名捺印の上、各々1通を保有する。

賃貸借契約に関する諒解事項

- (1) 賃貸借物件出入口の錠、鍵は乙において大切に保管、管理することは勿論、万一鍵が破損、鍵が折損、紛失したときは、乙の費用で新調または修理し、新調の場合は、合鍵一本を甲の管理人に渡すこと。
- (2) 賃貸借物件及び附属設備、ならびに共有物を使用する場合、乙は常に清潔、整頓を旨とし、特に下記事項に注意すること。
 - 1 発火、爆発の恐れある危険物、その他、他人に迷惑を及ぼす物品は、一切ビル内に持ち込まないこと。
 - 2 便所及び湯沸場等の厨房設備は常に清潔にし、その目的以外に使用しないこと。
 - 3 電球、蛍光灯、ランプ等の取り替え等の費用は、乙の負担とする。
 - 4 洗濯物、雑巾等を窓枠等に干すなど、ビルの美観を害する一切の行為をしないこと。
 - 5 照明以外の電気器具は必ずコンセントを引用すること。
- (3) 乙は電波用アンテナの架設、金庫等の重量物の搬入、据付、移動等について、その都度、あらかじめ甲に対し書面で承諾を求め、甲から書面による承諾を受けた上、乙が費用を負担して着工すること。
- (4) 次に掲げる一に該当するときは、その都度、あらかじめ甲に対し書面で承諾を受けた上、乙が費用を負担して着工すること。
 - 1 屋外において、または屋外に対して看板、ネオジ等を設置しようとするとき。
 - 2 その他これらに類似する設備をしようとするとき。
 - 3 既設のこれらの設備を変更しようとするとき。
- (5) 乙は甲の承諾がなければ、ビルの内外面を問わず、いずれの部分にも広告、ポスター類を掲示してはならない。
- (6) 給排水、送電等の保全、その他事故により一時的に使用を制限するときは、甲の指示に従うこと。
- (7) 乙は内装工事その他において、内外の躯体及び諸設備幹線（甲のA工事）に関して取付及び配管等の工事（Bの工事）等は、甲の施工か甲の指定する業者の施工とする。

特約事項

- 1,当契約の契約期間は、2年間とする。尚、契約時に借主から貸主に支払われた礼金は、賃貸借契約が終了しても返還されません。
- 2,契約書記載の賃料・共益費は消費税抜きの価格であり、振込みの際には消費税込みの価格（2021年3月現在10%）賃料：¥77,000円・共益費：¥5,500円の計 ¥82,500円とする。
- 3,鍵は2本貸与するものとする。退去の際にはコピーした鍵も含め、全て返却して解約するものとする。
- 4,退去後の補修に関しては、実費精算とする。
- 5,賃料等の条件に関して、他言しないものとする。

以下余白

2021年 3月 25日

甲 (貸貸人)

住所 京都府長岡京市開田1丁目21番24号

有限会社 増田製箱所

氏名

代表取締役 西畑安敏

TEL

乙 (賃借人)

住所

氏名

TEL

熊勢昌博

丙 (乙の連帯保証人)

住所

氏名

TEL

建物賃貸借契約書

契約始期 2023 年 4 月 16 日

契約終期 2025 年 4 月 15 日

貸主 有限会社 増田製箱所

借主 能勢昌博

店舗・事務所等賃貸借使用契約書

有限会社 増田製箱所 (以下甲と云う)

能勢 昌博

(以下乙と云う) とは、甲の所有にかかる第一条の物件の賃貸借使用につき、次の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件の表示)

甲は乙に対し、下記の物件(以下賃貸借物件と云う)を賃貸し乙はこれを貸借する。

建物の所在地 京都府長岡京市開田1丁目21番24

同家屋番号 同所 202 号 (住居表示)

同構造 鉄骨 3 階建

同名称 増田ビル

賃貸借の範囲 上記建物のうち 2 階部分床面積
12.33 坪

第二条 (使用目的及び店名)

- (1) 乙は賃貸借物件を 事務所 の目的にのみ使用するものとし、店名を のせまさひろ事務所 とする。
- (2) 乙において前項の使用目的を変更、もしくは追加しようとするときは、事前に届書を甲に提出し、甲の書面による承諾を得なければならない。

第三条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は 2023 年 4 月 16 日から、2025 年 4 月 15 日迄の 2 年間とする。
但し、期間満了前までに、甲、乙双方の協議の上契約を更新することができる。
- (2) 期間満了と同時に、本契約を終了させようとする時は、甲または乙は、2 ヶ月前迄に相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第四条 (賃料)

- (1) 賃料は月額 ¥ 70,000- 円也として、乙は毎月 末日まで (月の途中で退去する時は退去の日まで) に、甲の指定する口座へ銀行振り込みにて支払うものとする。

銀行名	京都銀行 長岡支店
口座番号	普通 3733517
名義人	有限会社 増田製箱所

- (2) 賃料の支払い始期は契約の定める日からとする。
- (3) 賃料支払い始期が月の中途であるときは、その日数によって日割り計算するものとする。
- (4) 経済情勢の変動、土地もしくは建物に対する公租公課、近隣の賃料等に変動ある時は、契約期間中といえども甲、乙協議の上賃料を改訂できる。
- (5) 乙は乙の都合により休業中といえども、賃料を支払わなければならない。
- (6) 第 1 項の定める賃料の支払いが遅延した時は、甲は日歩 5 銭以内による損害金を乙に請求し、乙はこれを支払うものとする。

第五条 (共益費)

ビル内共用施設の使用、維持管理のための乙負担の共益費は月額 ¥ 5,000- 円と定め第四条 (1) に準ずる。

第六條（光熱水費及び付加使用量）

- (1) 乙の賃貸借物件使用に関連して生ずる電気、ガス、上下水道などの料金その他付加使用量は、一切乙の負担とする。
- (2) 前項の水道光熱費及び付加使用量は、賃借人にて負担するものとする。

第七條（管理責任）

- (1) 乙は賃貸借物件を善良な管理により、清潔にして安全な状態において安全維持する責を負うものとする。
乙は乙の家族、使用人（請負人等を含む）の責に帰すべき事由により、賃貸借物件、共用諸施設及び他人が賃借する物件、財産ならびに他人の財産を毀損または滅失したときは、乙において現状に復し、あるいは甲が決定する損害賠償金を支払わなければならない。乙または乙の家族使用人（請負人等を含む）の責に帰すべき事由により、人を死傷させた時は乙において賠償の責を負わなければならない。上記については、甲の場合においても同様とする。
- (2) 乙はビルの防火、環境、保全、秩序維持等のため次に掲げる事項を守らなければならない。
 - 1 ビル装備の消火施設、避難設備は非常の際及び訓練、点検以外に使用してはならない。
 - 2 ビル備付の消火設備、避難設備は、何時でも容易に使用できるようにその付近に物品を置いてはならない。
 - 3 賃貸借物件内には乙の負担により所要数の消火器を備え付け、何時でも、誰でも使用する事ができる状態にしておかなければならない。
 - 4 火気の使用取扱いには、細心の注意を払い、賃貸借物件を無人にするときは、火の元の確認を励行しなければならない。
 - 5 既設電気配線の容量を超えた電気器具を使用したり、危険な配線及び器具を取り付けてはならない。
 - 6 ビル内においては他の賃借人との共同生活であり、共に繁栄する事を希望する精神に立脚し、廊下、階段等共用施設の専有的使用をしてはならない。
また、共同の場所は清潔保持に努め、塵芥、空箱、空瓶等をみだりに置いてはならない。
 - 7 その他ビル内の他の賃借人に迷惑を及ぼし、あるいは共同生活上の秩序を乱す行為をしてはならない。

第八条 (免責)

- (1) 火災、風水害、地震、落雷、盗難等による賃貸借物件の破損、電気、ガス、水道等の施設破損及び共同諸施設の事故ならびに他の賃借人に起因する事故等による乙の損害については、甲は甲の責に帰すべき事由による外、責任を負わない。
- (2) 甲の責に帰する事由については、乙において立証しなければならない。

第九条 (賃貸借物件の造作)

- (1) 乙が賃貸借物件に対し、新たに造作し、あるいは改造、改装施設の除去等、名称及び工事規模の如何を問わず、現存する工作物に変更を加えるときは、工事前に設計図面及び仕様書を添付した変更届書を、甲に提出し甲の書面による承諾を得なければならない。
- (2) 前項工事によりビル内の警報設備、放送設備及び防火避難設備、ならびに共同諸施設を毀損したときは、乙に於いて修復の責を負うものとする。

第十条 (修理費の負担)

賃貸借物件の修繕に要する費用の負担区分は次の通りとする。

- (1) 甲の負担とするもの
柱、壁(ガラス壁を含む)、床、天井、屋根(いずれもビルの躯体をいう)ガス及び、給排水設備(計量器までとする)、電力配線(電力計までとする)、警報設備(幹線部分とする)他、修繕工事等ビルの主要な躯体構成部分にかかる修繕費用。ただし、その毀損原因が乙にあるときは乙の負担とする。
- (2) 乙の負担とするもの
賃貸借物件の壁、床、天井の張替、塗替及び補修、ガス及び給排水設備の計量器より先の破損、電力線の電力計より先の破損、警報設備、放送設備の賃貸借物件内設備、錠、鍵の破損等の修繕費、その他賃貸借物件の使用上生じた毀損滅失で、当然乙の負担と認められるもの。
- (3) 乙が負担すべき修繕であるにもかかわらず、乙がこれを行わないときは甲に於いて修繕を代行し、その費用は乙が支払うものとする。

第十一条（譲渡転貸の禁止）

- (1) 乙は本契約に基づき一切の権利を、他人に譲渡または担保の用に供してはならない。甲はその一切を認めない。
- (2) 乙は賃貸借物件の全部または一部を、他人に転貸または使用させてはならない。

第十二条（届出の義務）

- (1) 乙は営業責任者の氏名、生年月日、住所及び電話番号、その他甲の要求する事項を記載した名簿を提出するものとする。
- (2) 次の各号の一に該当するときは、乙は甲に対しあらかじめ文書をもってその旨届出の上、甲の承諾を得なければならない。
 - 1 会社組織、名称の変更、または代表役員の変更があったとき。
 - 2 店名を変更するとき。
 - 3 本店の所在地（個人にあつては住所）を変更するとき。
 - 4 連帯保証人が住所を変更、または死亡したとき。
 - 5 前項に基づき提出した名簿に異動があったとき。
 - 6 乙に仮差押え、仮処分、強制執行、破産、和議、銀行取引停止、会社整理、会社更生、解散、身柄送検等があったとき。

第十三条（契約の解除等）

- (1) 甲は甲の都合により、契約期間満了前に解約しようとするときは、2ヶ月前までに文書により乙に通告しなければならない。
- (2) 乙は乙の都合により、契約期間満了前に解約しようとするときは、明け渡しの2ヶ月前までに文書により甲に予告しなければならない。
ただし、乙は予告にかえて賃料の2ヶ月分相当額を甲に支払い、即時に解約することができる。
- (3) 乙が次の各号の一に該当するときは、甲はなんら催告することなく、本契約を解約することができる。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求することができる。
 - 1 第二条、第九条及び第十一条、第十二条の規定に違反したとき。
 - 2 賃料、共益費用、光熱水費及び付加使用料、その他の債務の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
 - 3 ビル内に於ける他の賃借人の営業に著しい妨害を与えたとき。
 - 4 防火、防災、その他ビル管理上、甲または甲の使用人管理人の指示に従わず、再三の注意を与えても尚従わないとき。
 - 5 乙に仮差押え、仮処分、強制執行、破産、和議、銀行取引停止、会社整理、会社変更、解散もしくは禁治産の宣告等があったとき。
- (4) 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は直ちに賃貸借物件を明け渡し、甲に返還しなければならない。
この場合、乙が損害を蒙ることがあっても、甲はその責を負わない。

第十四条 (契約の消滅)

災害、事変その他不可抗力により、建物の全部または一部が焼失、滅失、もしくは破損し、賃貸借物件の使用が不可能なときは、本契約は当然消滅するものとする。

第十五条 (賃貸借物件の明渡し)

- (1) 本契約が満了、解除、消滅によって終了したとき、乙(連帯保証人、清算人、管財人等を含む。以下本条において同じ)は遅滞なく賃貸借物件を甲に明渡ししなければならない。
- (2) 本契約を終了した後、乙が賃貸借物件を明渡ししないときは乙は明渡しに至るまでの賃料相当額の損害金その他の損害金を、甲に支払わなければならない。

第十六条 (原状回復義務)

- (1) 乙は賃貸借物件の明渡しに際し、設置した造作物、設備、その他乙所有の物件を、乙の費用をもって撤去し、賃貸借物件を原状に回復しなければならない。乙が撤去または原状復帰の工事を行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が支払わなければならない。
- (2) 乙がビル内に残置した乙所有の物品を、甲指定の期間内に撤去しない時は、甲において任意に処分することができる。ただし、これに要した費用は乙の負担とし、乙は甲の処分に意義を申し立てることはできない。

第十七条 (買取請求等の禁止)

- (1) 乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、各目の如何を問わず、賃貸借物件の諸造作及び設備について支出した費用、その他移転料、立退料及び老舗料(ノレン料)等、これに類する一切の要求を、甲に要求することができない。
- (2) 乙は明渡しに際し、賃貸借物件にある乙の費用をもって施設した諸造作、設備、備品などの買取りを、甲に要求することができない。

第十八条 (敷金)

- (1) 乙は本契約の継続期間中、この契約に基づく債務を担保とするため、敷金として 200,000 円を現金にて本契約締結と同時に、甲に預託するものとする。
- (2) 敷金の預かり証は再発行しない。
- (3) 乙に敷金預託を理由として賃料、共益費、水道光熱費及び付加使用料、修理費、損害賠償金（以下本条件において賃料という）の支払を延滞し、または甲に対し敷金をもって賃料等の支払いに当てることを要求することができない。
- (4) 乙は敷金に対する債権を第三者に譲渡し、または他の債務の担保の用に供してはならない。

第十九条 (敷金の還付)

- (1) 本契約が満了、消滅または第十三条第1項、第2項により解約した時は、甲は賃貸借物件の完全な明渡しを受けた日から、30日以内、または次期貸借人との貸借契約完了の日迄の、いずれか短い期間内に乙に対し敷金の預かり証と引換に敷金を現金にて還付する。
但し、敷金には利息をつけない。

敷金 200,000 (初回契約時受領済)

礼金 200,000 (初回契約時受領済)

- (2) 第十三条第3項により本契約を解除したときは、甲は敷金の8割相当額を違約損害金として没収し、その残額を還付する。
還付の期間、方法、利息については前項を準用する。この場合、乙は異議を申し立てることができない。
- (3) 敷金を還付するに際し、賃料、共益費、水道光熱費及び付加使用料、損害賠償金、明渡しのない間の損害金、その他乙が甲に支払うべき未払い金がある時は、甲は乙に還付する敷金からこれを差引いた残額を還付するものとする。
- (4) 前項の場合、支払いが遅延しているときは、第四条第6項を準用する。

第二十条（立入り）

（1）甲または甲の使用人、管理人（請負人等を含む）は電気、ガス、水道等の検針、建物保全、衛生、防火、防犯その他ビル管理上必要ある時は、乙の賃貸借物件内に立入ることができる。ただし、緊急の必要がある場合を除いては、事前に乙に連絡しその承認を受けるものとする。

甲または甲の使用人、管理人（請負人等を含む）が緊急の必要上、乙の賃貸借物件に立入ったときは、事後速やかに乙に通報するものとする。

第二十一条（管轄裁判所）

本契約について争いが生じたときは、甲の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第二十二条（附属契約事項）

乙は別に定める賃貸借契約に関する諒解事項を本契約の附属契約条項として承諾する。

第二十三条（連帯保証人）

連帯保証人（以下丙と云う）は、乙と連帯して甲に対しこの契約並にこれに附随して締結した条項のすべてに基づいて債務履行の責を負う。

第二十四条（印鑑証明等）

本契約締結に際し、乙及び丙は印鑑証明（乙及び丙が法人であるときは資格及び印鑑証明）一通を甲に提出しなければならない。

第二十五条（規定外事項）

本契約に定めのない事項、ならびに契約事項の解釈に疑義が生じた時は、当事者双方は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第二十六条（居住権の否定）

本賃貸借物件は営業のみを認め、如何なる事情にも居住物件としては認めない。故に人畜、いずれも居住に使用してはならない。

この契約の証として、契約書2通を作成し、甲、乙、共に記名捺印の上、各々1通を保有する。

賃貸借契約に関する諒解事項

- (1) 賃貸借物件出入口の錠、鍵は乙において大切に保管、管理することは勿論、万一錠が破損、鍵が折損、紛失したときは、乙の費用で新調または修理し、新調の場合は、合鍵一本を甲の管理人に渡すこと。
- (2) 賃貸借物件及び附属設備、ならびに共有物を使用する場合、乙は常に清潔、整頓を旨とし、特に下記事項に注意すること。
 - 1 発火、爆発の恐れある危険物、その他、他人に迷惑を及ぼす物品は、一切ビル内に持ち込まないこと。
 - 2 便所及び湯沸場等の厨房設備は常に清潔にし、その目的以外に使用しないこと。
 - 3 電球、蛍光灯、ランプ等の取り替え等の費用は、乙の負担とする。
 - 4 洗濯物、雑巾等を窓枠等に干すなど、ビルの美観を害する一切の行為をしないこと。
 - 5 照明以外の電気器具は必ずコンセントを引用すること。
- (3) 乙は電波用アンテナの架設、金庫等の重量物の搬入、据付、移動等について、その都度、あらかじめ甲に対し書面で承諾を求め、甲から書面による承諾を受けた上、乙が費用を負担して着工すること。
- (4) 次に掲げる一に該当するときは、その都度、あらかじめ甲に対し書面で承諾を受けた上、乙が費用を負担して着工すること。
 - 1 屋外において、または屋外に対して看板、ネオン等を設置しようとするとき。
 - 2 その他これらに類似する設備をしようとするとき。
 - 3 既設のこれらの設備を変更しようとするとき。
- (5) 乙は甲の承諾がなければ、ビルの内外面を問わず、いずれの部分にも広告、ポスター類を掲示してはならない。
- (6) 給排水、送電等の保全、その他事故により一時的に使用を制限するときは、甲の指示に従うこと。
- (7) 乙は内装工事その他において、内外の躯体及び諸設備幹線（甲のA工事）に関して取付及び配管等の工事（Bの工事）等は、甲の施工か甲の指定する業者の施工とする。

特約事項

- 1,当契約の契約期間は、2年間とする。尚、契約時に借主から貸主に支払われた礼金は、賃貸借契約が終了しても返還されません。
- 2,契約書記載の賃料・共益費は消費税抜きの価格であり、振込みの際には消費税込みの価格（2023年3月現在10%）賃料：¥77,000・円・共益費：¥5,500・円の計 ¥82,500・円とする。
- 3,鍵は2本貸与するものとする。退去の際にはコピーした鍵も含め、全て返却して解約するものとする。
- 4,退去後の補修に関しては、実費精算とする。
- 5,賃料等の条件に関して、他言しないものとする。

以下余白

2023年4月3日

甲 (賃貸人)

住所

〒617-0826
京都府長岡京市開田1丁目21番24号

氏名

有限会社 増田製箱所

TEL

TEL-FAX (075)951-1527

乙 (賃借人)

住所

氏名

能勢昌博

TEL

丙 (乙の連帯保証人)

住所

氏名

TEL

電気ご使用量のお知らせ

発行年月日：2023/05/01

のせ まさひろ 事務所 様

お客さま 番号	日程	所	番 号	ご契約期間	2023年4月1日 から 2024年3月31日
供給地点 特定番号	08	32		長岡京市 開田1丁目2-24増田ビル202号	
年月分	5年 4月分		ご使用期間	3月 8日から 4月 9日まで	
ご契約種別	なっとくでんき				

当月ご使用量	177kWh				
ご参考	前年同月分 (3月 8日~4月 7日)	144kWh			
	前年同月差	+33kWh			
	前年同月比	+22.9%			

※CO2排出量	55.05kg
---------	---------

※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。
H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。

ご請求金額	4,899円	初回振替日	4月20日	再振替予定日	5月 1日
		お支払期限日	5月10日		

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	310	20	燃料費調整額	+ 472	58			
電力量料金			再エネ促進賦課金	610	00			
1段料金	2,132	55	消費税等相当額再掲	445	00			
2段料金	1,373	70	託送料金相当額再掲	1,596	00			
			うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	42	48			

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

今回検針日	4月10日	単価名称	年月日	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
次回検針日	5月11日	燃料調整費		料金改定のため、弊社ホームページをご覧ください。	
		再エネ発電促進賦課金	5年 4月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

のせ まさひろ 事務所 様
下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

年 月 分	5年 3月分	
領 収 金 額	4,313円	*****
消費税等相当額(再掲)	392円	
再エネ促進賦課金(再掲)	531円	

ご契約種別	なっとくでんき
ご使用期間	2月 8日から 3月 7日まで
ご使用量	154kWh
振 替 日	3月20日

お客さま 番号	日程	所	番 号	口座名義	口座番号
08	32			店舗 1610-017	

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社
(電 話 番 号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。
営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～18:00です。
夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	8		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	光熱水費（ガス料金）				
支 払 金 額	3,851円	按分率	90%	計 上 額	3,465円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備 考	支払先：関西電力(株)（別に「ガスご使用量のお知らせ」を添付）				
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					
05.04.24 関西電力 *3,851					

ガスご使用量のお知らせ

発行年月日：2023/05/01

のせ まさひろ 事務所 様

ご使用 番	日程 08	所 32	番 号	長岡京市 開田1丁目 21-24増田ビル 202号		
ご契約メニュー	なっトクプラン		年 月 分	5年4月分	今回検針日	4月6日
ご使用期間	3月8日から 4月6日まで		ご使用日数	30日	次回検針予定日	5月9日
契約成立日	2023年4月1日					
ご契約使用期間	2023年4月1日 から 2024年3月31日					

当月ご使用量	17m ³	前年同月ご使用量 (3月9日~4月6日)	19m ³	前年同月比	-10.5%
--------	------------------	-------------------------	------------------	-------	--------

ご請求金	3,851円	お支払方法	口座振替	初回振替日	4月24日
		再振替予定日	5月8日	支払義務発生日	4月13日
		お支払期限日	5月15日		

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
基本料金	758	90			
従量料金	2,699	09			
電気セット割引額	-104	00			
原料費調整額	497	25			
消費税等相当額再掲	350	00			

供給地点特定番号	(1) [REDACTED]

単価名称	年月分	適用料金区分	単価
従量料金単価	5年4月分	A	158円77銭
原料費調整	5年4月分		+29円25銭

ガス料金領収済のお知らせ

のせ まさひろ 事務所 様

下記ガス料金をご指定の口座から振替させていただきました。

年 月 分	5年3月分
領 収 金 額	7,896円
消費税等相当額(再掲)	717円

ご契約メニュー	なっトクプラン
ご使用期間	2月7日から 3月7日まで
ご使用量	40m ³
振替日	3月23日

ご使用 番	日程 08	所 32	番 号	口座名義		口座番号	
				店舗			

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ガス料金に関するお問合せ先

<ご連絡先> 関西電力 株式会社

(電話番号) 0800-777-7109 (通話料無料)

受付時間：9:00~18:00(土・日・祝・年末年始を除く)
※電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	9		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 電話料 ・事務費・人件費				
支 払 内 容	駐車場賃借料（2023年5月分）				
支 払 金 額	11,000円	按分率	90%	計 上 額	9,900円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備 考	支払先：樋口芳男（別に賃貸借契約書の写しを添付）				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

キヤンセルご利用明細

をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取扱店	株番	逸番
50425		95	0910
お取引金融機関	支店番号	口座番号	

お取扱金額			
お取引		お取引金額	おつり
振込		¥11000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
15:32	0002		
ご案内またはお振込内容			
手数料		¥0	
ご依頼人 電話			
ノセ マサヒロ 様			

■裏面のご案内もあわせてご確認ください。
■財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷部を内側に折り保管してください。

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書



甲



乙

のせ まいり 事務所
代表 能勢 昌博

上記当事者間において、駐車場の賃貸借につき、次の通り契約締結する。

第1条 甲は、その所有に係る下記表示の駐車場を乙に賃貸借し、乙は、これを甲より賃貸借する。

第2条 本駐車場の賃貸借期間は平成23年5月 / 日より平成25年4月30日に至る24ヶ月間とする。但し甲乙協議の上賃貸料の納入を以て契約を更新することが出来る。

第3条 本駐車場の賃料は月額金 10000 円也保証金 円也とし、乙は、本契約締結と同時に保証金と賃貸料を甲に支払う。但し保証金は無利息とし、円満解約時に乙に返金す。

第4条 乙は本駐車場を乙の保有する下記車輛格納以外の目的に使用することはできない。
車 輛 名
車輛登録番号

第5条 乙は本駐車場に係る賃借権を第三者に譲渡し、又は之を転貸することはできない。

第6条 天災、地変、火災、その他の事故により乙の車輛その他の物件に損害を生じたる場合においては甲は一切賠償の責は負わないものとする。

第7条 乙またはその代人、使用人、運転者、同乗者その他の者の故意又は過失に依り建物、本駐車場又はその附帯設備に損害を生ぜしめた時は乙は自己の責任に於て、之を甲に賠償しなければならない。

第8条 当事者の一方が本契約の各条項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要することなく、直に本契約を解除することができる。

上記契約を証するため、本書2通を作成し甲乙各々その1通宛を保有する。

平成 23年 5月 / 日

甲 住所
氏名



TEL



乙 住所
氏名

京都市長岡京市開田1丁目21-24 増田ビル202号

のせ まいり 事務所 代表 能勢 昌博

TEL 075-956-2617




消費税増税にともなう賃料更新のお願い

のせまさひろ事務所 様

貸店舗（貸倉庫、貸駐車場）ご利用頂きありがとうございます。
現在、貴殿にご利用頂いている貸店舗（貸倉庫、貸駐車場）の消費税は内税方式（5%）として、当方が負担をしてご利用頂いていましたが、今年4月より、消費税が8%に増税となり、当方の負担が大きくなるため、大変申し訳ございませんが、次期契約日より、別紙のように、賃料の変更をお願い致したいと思っております。

何卒、ご理解頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。

平成26年3月25日

地主 

*別紙、新賃料をご了承頂き、ご署名、ご捺印の上、書面を

1部ご返送頂きます様に、お願ひ申し上げます。

記

現在ご利用の賃料 (内税5%) ¥10,000、—

次期契約日 平成27年5月1日

ご利用の新賃料 ¥11,000、— (内税方式)

追記 今後、消費税率が10%に増税になった場合は、当方の負担とさせていただきます。

上記、新賃料をご確認、ご了承頂き本書をもって、
新賃料の確認書といたします。

*ご利用物件 露天駐車場 1台

地主

平成26年2月25日

*ご確認いただき、下欄にご署名、ご捺印、お願い申し上げます。

樋口芳男様

氏名

能勢昌博

契約日 平成27年5月1日

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	10		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費) 人件費				
支払内容	コピーカウント料(2023年3月分)				
支払金額	20,729円	按分率	90%	計上額	18,656円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備考	別に請求書の写しを添付				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

キャッシュご利用明細

をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取引店	機番	通番
50403		95	0994
お取引金額	支店番号	口座番号	

お取扱金額			
お取引	お取引金額	おつり	
振込	¥20729		
時刻	受付番号	お取引後残高	
16:11*0002			

ご案内またはお振込内容
手数料 信用金庫 ¥0
京都信用金庫
長岡支店
当座預金 0001370
か) セイフントウ様

ご依頼人 電話 075-9562606
ノセ マサヒロ 様

4月 4日付振込

■前面のご案内もあわせてご確認ください。
■財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内部に折り保管してください。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	//		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 車務費 ・人件費				
支 払 内 容	携帯電話使用料				
支 払 金 額	8,263円	按分率	50%	計 上 額	4,131円
按分率の考え方	携帯の性格上、使用実態等政務活動の割合を明らかにすることが難しい為、対象外使用料を減じた額を計算基礎金額とし、その50%とした				
備 考	支払先：NTTファイナンス(株) (別にご利用料金のご案内の写しを添付)				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05-04-10 B W *42,840 ト"コマDカード"					
*ト"コマDカード"利用代金明細中、当該支払額（請求額）から、モバイルコーポ利用料の税込額を差し引いた金額を計上額の計算基礎としております。					

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	回数 回数	お支払金額	備 考
能勢 昌博 機	(dカードGOLD)					
23, 228	ドコモご利用料金/1D 03月分	8373	1回払		8373	
お支払金額総合計					42840	

ご利用料金のご案内 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2023年 3月ご請求分	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	8,373円	
前月ご請求金額	9,572円 (税込)	

ポイントのお知らせ

2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。街やネットのお店でのお買い物や、ドコモの各種サービスでdポイントを多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

【NTTファイナンスからのお知らせ】
 *** NTTグループ各社ご請求金額 ***
 NTTドコモ分ご請求額 8,373円
 (合計) 8,373円
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】
 *** ドコモからのお知らせ ***
 毎月のご利用料金をWeb・アプリから確認できる「eビリング」がおすすめです。紙からWebへの切り替えて、請求書発行手数料55円~110円(税込)が無料になります。ペーパーレスでCO2削減を目指す環境にもやさしいサービスです。詳しくはドコモホームページをご確認ください。

お知らせ

クレジットカードお支払い情報

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
能勢 昌博 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)

カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



社用コード 01913342-EG741607242#

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計)	4,380	5,380	ご利用期間 (2/1~2/28) ギガホプレミア 3GB超、 (内訳) ギガホプレミア (内訳) みんなドコモ割 3回線以上 (内訳) dカードお支払割 (内訳) spモード利用料 (内訳) s pモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量はドコモ光セット割、 10.1G	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,730	30	Xi・SMS通信料 2月ご利用分 かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,502	1,700	留守番電話サービス利用料 キャッチホン利用料 メロディコール利用料 オプションバック割引料 (留守・キャッチ・メロディ・転送) ケータイ補償サービス (1,000円コース) 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)	761	761	消費税込額 (合計) 消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	8,373	8,373	合計 消費税等相当額 (合計)	合 算
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、2月末で 25年7か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 2月ご利用分に対する獲得ポイントは、700です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、7,612円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2023年2月28日現在)	合 算

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博		整理番号	12	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 電話費 ・人件費				
支払内容	モバイルデータ通信料金（タブレット）				
支払金額	2,004円	按分率	50%	計上額	1,002円
按分率の考え方	モバイルの性格上、使用実態等政務活動の割合を明らかにすることが難しい為、50%とした				
備考	支払先：NTTファイナンス(株) (別に口座振替のご案内の写しを添付)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

05.05.01 トコモ ケイタイ *2,004

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

617-0826
長岡京市開田1丁目21-2.4

郵便区内特別



01702873

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

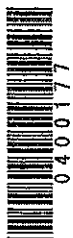
6T1EFE

12

増田ビル202
能勢 昌博 様



0400177#



Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 4月13日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【速付先】
〒536 大阪府城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル
社用コード 6T1-EFE-J-25-2CA-000257-60(24)
<000000> 00001



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2023年 4月ご請求分	2,004円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモ分ご請求額 2,004円
(合計) 2,004円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** ドコモからのお知らせ ***

電話リレーサービス制度の番号単価の改定に伴い、2023年度においては、4月ご利用分から1月ご利用分まで1電話番号当たり月額1.1円(税込)の電話リレーサービス料をご負担いただきます。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

前月ご請求金額

2,004円(税込)

ポイントのお知らせ

2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。街やネットのお店でのお買物や、ドコモの各種サービスでdポイントを多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

お知らせは次ページに続きます。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2023年 4月13日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
能勢 昌博 様

2023年 3月ご請求分	
2023年 3月 31日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	2,004円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

お 知 ら せ

毎月のご利用料金をWeb・アプリから確認できる「eビリング」がおすすめです。紙からWebへの切り替えで、請求書等発行手数料55円～165円(税込)が無料になります。詳しくはドコモHPをご確認ください。なお3月請求のお知らせで請求書等発行手数料の記載が一部誤っておりました。訂正してお詫び申し上げます。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
ご利用期間 (3/1~3/31)				
◇基本使用料等 (計)	1,000	1,000	データプラス2	合 算
		(700)	(内訳) データプラス2	
		(300)	(内訳) spモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	0.1G
				※代表回線利用データ量にも含まれます
◇その他ご利用料金等 (計)	822	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		500	ケータイ補償iPhone&iPad500	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
		100	請求書発行手数料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)	182	182	消費税等相当額 (合計)	合 算
				4月請求分
				1番号あたり2円のご請求となります
◇合計	2,004	2,004	合計	合 算
			消費表示の料金合計×10%	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で	5年4か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	10です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	1,822円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電筒等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	13		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>電話費</u> ・人件費				
支 払 内 容	電話使用料(固定電話・ファックス等)				
支 払 金 額	12,515円	按分率	90%	計 上 額	11,263円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備 考	支払先：NTTファイナンス(株) (別に口座振替のご案内の写しを添付)				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05.05.01 電話料 *12,515					

請求額確定日 2023年 4月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

お客様氏名 CUSTOMER NAME	のせまさひろ事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	075-956-2617	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年4月 ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	12,515円
振替日 TRANSFER DAY	2023年5月1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額	11,415円
NTTファイナンス分ご請求額	1,100円
(合計)	12,515円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

有効月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT西日本からのお知らせ フレッツ光の割引サービス(光もつともつ割、Web光もつともつ割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/warri/>]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年3月ご請求分 (2023年3月31日振替)	
領収金額 AMOUNT RECEIVED	9,539円	
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	* * *

※本書は電子文書です。

※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
------------------------	--------------

請求額確定日 2023年 4月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
◆075-956-2617				
◇NTT西日本ご利用分 11,393	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	3月 1日～ 3月31日	合算
	-430	フレッツ・あっと割引	3月 1日～ 3月31日	合算
	500	ひかり電話 (基本料)	3月 1日～ 3月31日	合算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	3月 1日～ 3月31日	合算
	200	複数チャネル使用料	3月 1日～ 3月31日	合算
	100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日	合算
	3,176	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日	合算
	1,008	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合算
	4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2番号分	合算
			のご請求となります。	
	1,035	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分 22	20	ナビダイヤル/テレドーム等への通話料	3月 1日～ 3月31日, 0570	合算
			/0180等で始まる番号への通話料で	
			す。	
	2	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%	
◇NTT西日本分 (小計) 11,415	11,415	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分 1,100	1,100	ぶらら利用料	02月ご利用分	非対象等
		NTTぶららご利用分。		
◇合計 12,515	12,515	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ>		
		○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させて	いただきます。	

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	14		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
支払内容	備品購入費(電話機 1台)				
支払金額	18,810円	按分率	90%	計上額	16,929円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備考	(領収書は、重ならないように貼付してください。)				

Joshin

領収証

印紙税申告納付につき浪速税務署承認済

のせまさひろ事務所様	2023年04月10日 16:17 No. 77474173		
14	社員コード 821561	取引番号 63878	ターミナル番号 7747

領収金額	百万	千	円
		¥18,	810

うち消費税等 (1,710)
10%対象額 (18,810) 10%消費税 (1,710)

上記金額正に領収致しました。

但し 電話機代として

金種内訳	1. 現金 ()	②クレジット (18,810)
	3. J-Debit ()	4. ()
	5. ギフト ()	6. ()
	7. ()	
現金 (J-Debit含む) 及び金券等に含まれる消費税等	0	

2023年04月10日(月) 16時17分 No. 63854

お買上明細書

0001:お持帰 821561:いのうえ
分類:00 00

会員:XXXXXXXX

4549980013830 TEL・FAX 103P*

VE-GZ51DL-N

1個 18,810

(税別価格 17,100)

クーポン発行枚数: 1枚

税込小計 18,810

<税込合計> ¥18,810

内消費税等 1,710

(10%対象額 18,810 消費税 1,710)

(クレジット) 18,810

現金(J-Debit含む)及び金券等に含まれる消費税等

0

(「税別価格」は参考表示です)

領収	担当者コード	担当者	販店コード	店名
	821561	いのうえ	1821	長岡京店
得意	コード		売担当者コード	担当者
			821561	いのうえ

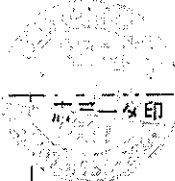
売上伝票番号 ご入金額 売上種別 照合

入金内訳	¥18,810	U-1	カ

毎度お引き立てにあずかりましてまことにありがとうございます。
ご入金内容につきましてご不明な点がございましたら下記の領収部署へ、商品につきましてはお買上げの店へお問い合わせ下さい。

尚、本証は、金額の抹消、訂正されたもの及び店データ印無きものは無効となります。

上新電機株式会社



領収部署	長岡京店
	075-958-2301

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	15		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 印務費 ・人件費				
支払内容	事務用品購入費(USB 2個)				
支払金額	1,840円	按分率	90%	計上額	1,656円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

領 収 書 - 1 -

〒617-0826

京都府長岡京市開田1-21-24増田ビル202

のせまさひろ事務所 様



株式会社 竹田膳写堂

代表取締役 竹田 膳 写 堂

〒604-0867 京都市中京区丸太町通南丸太町

常盤橋町29番地101

Tel.075-254-3690 Fax.075-254-3691

E-mail: askul@molshl.com

登録番号:T4130001024056

CD 37814188

いつもご愛顧いただきましてありがとうございます。下記のとおり領収致しました。

2023 年 4 月 18 日

¥ 1, 8 4 0

(税込)

エコマークの「●」表示は、(財)日本環境協会登録エコマーク商品情報サイト「グリーンステーション」のデータに照準されている商品です。
 エコマークの「○」表示は、メーカー情報に基づき確認されたエコマーク商品です。

品名	数量	単価円	金額 円 税込表示	備考
スライド式USB2.0メモリー 8GB ブルー	2	920	1840	

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	能勢 昌博	整理番号	16 ~ 18		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費、(人件費)				
支払内容	職員給与(2023.3月分):2023.4.10・17支給				
支払金額	216,480円	按分率	90%	計上額	194,832円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載の通り				
備 考	別に雇用契約書の写し及び勤務実績表を添付(支払金額には送金手数料を含む)				

16 [] キャッシュご利用明細

[] をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取扱店	機番	通番
50410	[]	95	0476
お取引金額	支店番号	口座番号	
[]	[]	*****	
お取扱金額			
お取引	お取引金額	おつり	
振込	¥87450		
時刻	受付番号	お取引後残高	
11:34	0047		
ご案内またはお振込内容			
手数料 ¥440			
[]			
ご依頼人 電話 075-9562606			
ノセ マサヒロ 様			

■裏面のご案内もあわせてご確認ください。
■財布等にはさんで保管頂く場合は、印面を内側に折り保管してください。

17 [] キャッシュご利用明細

[] をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取扱店	機番	通番
50410	[]	95	0479
お取引金額	支店番号	口座番号	
[]	[]	*****	
お取扱金額			
お取引	お取引金額	おつり	
振込	¥68200		
時刻	受付番号	お取引後残高	
11:35	0048		
ご案内またはお振込内容			
手数料 ¥440			
[]			
ご依頼人 電話 075-9562606			
ノセ マサヒロ 様			

■裏面のご案内もあわせてご確認ください。
■財布等にはさんで保管頂く場合は、印面を内側に折り保管してください。

18 [] キャッシュご利用明細

[] をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取扱店	機番	通番
50417	[]	96	1457
お取引金額	支店番号	口座番号	
[]	[]	*****	
お取扱金額			
お取引	お取引金額	おつり	
振込	¥59950		
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:55	0045		
ご案内またはお振込内容			
手数料 ¥0			
[]			
ご依頼人 電話 075-9562606			
ノセ マサヒロ 様			

■裏面のご案内もあわせてご確認ください。
■財布等にはさんで保管頂く場合は、印面を内側に折り保管してください。

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■
現 住 所	■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	令和4年4月1日から令和5年4月30日まで	
就 業 場 所	長岡京市開田1丁目21-24 増田ビル202号 のせまさひろ事務所	
仕 事 内 容	政務調査に係る調査補助 及び 関係書類作成等の事務	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前9時00分 から 午後4時00分 まで (休憩時間は、午前12時00分から午後1時00分まで) ただし、土曜日は、午前12時00分 まで	
出 勤 日	前月の調整により決定する	
給 与 (賃 金)	時給1,100円	
給 与 支 払	毎月分を翌月10日に支払。(10日が休日に当たる場合は前日)	
給 与 振 込 先	■■■■■ ■■■■■	本人名義
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和4年4月1日		
雇 用 者	京都府議会議員 能勢 昌博	■■■■■
被雇用者	■■■■■	

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023年(西暦) 3月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	9:00	16:00	1:00	6:00			
2	木							
3	金							
4	土							
5	日							
6	月	9:00	16:00	1:00	6:00			
7	火	9:00	16:00	1:00	6:00			
8	水	9:00	16:00	1:00	6:00			
9	木							
10	金							
11	土							
12	日							
13	月	9:00	16:00	1:00	6:00			
14	火	9:00	16:00	1:00	6:00			
15	水	9:00	16:00	1:00	6:00			
16	木							
17	金							
18	土							
19	日							
20	月							
21	火							
22	水	9:00	16:00	1:00	6:00			
23	木							
24	金							
25	土							
26	日							
27	月	9:00	16:00	1:00	6:00			
28	火	9:00	16:00	1:00	6:00			
29	水	9:00	16:00	1:00	6:00			
30	木	9:00	16:30	1:00	6:30			
31	金	9:00	17:00	1:00	7:00			
計		13 日間勤務 (D)		(A)	79:30	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	能勢 昌博			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[79.5 時間] × [単価 1,100 円]		=		87,450 円 (B)		
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価 円]		=		0 円 (C)		
③ 通勤手当・日額の場合(D)		[13 日] × [単価 円]		=		0 円 (E)		
③' " 月額の場合								
④ 総支給額		(B) + (C) + (E) =		87,450 円 (F)				
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [円(G)(所得税・住民税、保険料等本人負担額) =		87,450 円 (H)				
金 87,450 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2023年4月10日 氏名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額(H)		[87,450 円] × [按分率 90 %]		=		78,705 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率 90 %]		=		0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G)		[0 円] × [按分率 90 %]		=		0 円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計		(I) + (J) + (K) =		78,705 円				

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日	■■■■■■■■■■
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
下記の条件で契約します			
雇 用 期 間	令和4年4月1日から令和5年4月30日まで		
就 業 場 所	長岡京市開田1丁目21-24 増田ビル202号 のせまさひろ事務所		
仕 事 内 容	政務調査に係る調査補助 及び 関係書類作成等の事務		
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 9時00分 から 午後 4時00分 まで (休憩時間は、午前12時00分から午後1時00分まで) ただし、土曜日は、午前12時00分 まで		
出 勤 日	前月の調整により決定する		
給 与 (賃 金)	時給1,100円		
給 与 支 払	毎月分を翌月10日に支払。(10日が休日に当たる場合は前日)		
給 与 振 込 先	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 本人名義		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和4年4月1日			
雇 用 者 京都府議会議員 能勢 昌博 ■■■■			
被雇用者 ■■■■■■■■■■			

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 3 月分		氏 名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水							
2	木	9:00	16:00	1:00	6:00			
3	金	9:00	16:00	1:00	6:00			
4	土	9:00	12:00		3:00			
5	日							
6	月							
7	火							
8	水							
9	木	9:00	16:00	1:00	6:00			
10	金	9:00	16:00	1:00	6:00			
11	土	9:00	12:00		3:00			
12	日							
13	月							
14	火							
15	水							
16	木	9:00	16:00	1:00	6:00			
17	金	9:00	16:00	1:00	6:00			
18	土	9:00	12:00		3:00			
19	日							
20	月							
21	火							
22	水							
23	木	9:00	16:00	1:00	6:00			
24	金	9:00	16:00	1:00	6:00			
25	土	9:00	12:00		3:00			
26	日							
27	月							
28	火							
29	水							
30	木	9:00	11:00		2:00			
31	金							
計		13 日間勤務 (D)		(A)	62:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	能勢 昌博			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[62.0 時間] × [単価 1,100 円]		=		68,200 円 (B)		
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価 円]		=		0 円 (C)		
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[13 日] × [単価 円]		=		0 円 (E)		
③' " 月額の場合								
④ 総支給額				(B) + (C) + (E) =		68,200 円 (F)		
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税・保険料等本人負担額) =		68,200 円 (H)				
金 68,200 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2023年4月10日						
		氏 名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[68,200 円] × [按分率 90 %]		=		61,380 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率 90 %]		=		0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G)		[0 円] × [按分率 90 %]		=		0 円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =		61,380 円		

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 3 月分		氏 名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	10:30	16:00		5:30			
2	木	9:45	13:00		3:15			
3	金	10:30	16:00		5:30			
4	土	9:00	12:00		3:00			
5	日							
6	月	13:00	16:00		3:00			
7	火	9:00	11:00		2:00			
8	水							
9	木	9:00	11:30		2:30			
10	金							
11	土	9:00	11:00		2:00			
12	日							
13	月	11:15	16:00		4:45			
14	火	13:00	14:00		1:00			
15	水	12:00	16:00		4:00			
16	木	9:00	16:00	2:30	4:30			
17	金	13:00	16:00		3:00			
18	土	9:00	12:00		3:00			
19	日							
20	月	9:00	13:30		4:30			
21	火							
22	水	13:00	16:00		3:00			
23	木							
24	金							
25	土							
26	日							
27	月							
28	火							
29	水							
30	木							
31	金							
計		16 日間勤務 (D)		(A)	54:30	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	能勢 昌博			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[54.5 時間] × [単価		1,100 円]	=	59,950 円 (B)		
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価		円]	=	0 円 (C)		
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[16 日] × [単価		円]	=	0 円 (E)		
③' " 月額の場合								
④ 総支給額					(B) + (C) + (E) =	59,950 円 (F)		
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) =	59,950 円 (H)		
金 59,950 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2023年4月17日 氏 名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[59,950 円] × [按分率		90 %]	=	53,955 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率		90 %]	=	0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G)		[0 円] × [按分率		90 %]	=	0 円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計					(I) + (J) + (K) =	53,955 円		